

「みやざき九条の会」に入りませんか？

憲法を変える動きが急速にすすんでいます。そのねらいの中心は九条です。そのような中、ノーベル文学賞の受賞者である大江健三郎氏らが「九条の会」を立ち上げ、九条改悪を許さないという一点で共同する運動をすすめています。

この運動に呼応して、宮崎においても「みやざき九条の会」が結成され、活動を始めました。私たちは、思想・信条・立場の違いをこえて、戦争と武力の放棄による平和主義を国際社会に高らかに宣言した憲法九条を守るという一点で、共同した運動をすすめていきたいと考えています。ぜひ本会に入会いただき、憲法九条を守り生かす運動をともにすすめてみましょう。

みやざき九条の会 会則

- 第1条（名称）本会の名称は「みやざき九条の会」とする。
第2条（目的）本会は、日本国憲法第九条を守り、その平和主義の精神を広めることを目的とする。
第3条（活動）本会は、宮崎市を拠点とし、宮崎地域において前条の目的を達成するために、実現可能なあらゆる活動を行う。
第4条（会員）国籍、年齢、思想信条を問わず、本会の目的に賛同する者を会員とする。
第5条（役員等）本会には、代表世話人、世話人および事務局をおく。
第6条（事務局所在地）本会の事務局は宮崎中央法律事務所内におく。
第7条（会費等）本会の財政は会費とカンパをもってまかなうこととし、入会費は1000円、年会費は1000円とする。ただし初年度は入会費と年会費をあわせて1000円とする。また学生の入会費・年会費は500円とする。
第8条（会計年度）会計年度は1月1日から12月31日の1年とする。
第9条（会則発効日）この会則は2005年1月1日から適用する。
制 定 2005年1月1日
改 正 2005年3月17日 2005年4月21日

みやざき九条の会

代表世話人 藤原宏志（元宮崎大学学長）、南邦和（詩人）、成見正毅（弁護士）
横川澄夫（牧師）、郷田美紀子（薬剤師）、森千枝（詩人）、
宮澤信雄（元アナウンサー）
事 務 局 〒880-0803 宮崎市旭 1-3-20 くすの樹ビル 宮崎中央法律事務所内
TEL.0985-24-8820 FAX.0985-22-2937
E-mail miyazaki9jou@yahoo.co.jp
郵便振替口座 01760-4-131244

みやざき九条の会 入会申込書		年	月	日
〒	住所			
氏名	男・女			
職業等	年齢 10, 20, 30, 40, 50, 60, 70, 80, 90代			
電話	ファックス			
E-mail or 携帯メール				

* ご記入いただいた内容は、本会の活動目的以外には一切使用いたしません。